



リトルファミリーの総合保障保険

みらいの約束

総合保障保険

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。

内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

アイコンの説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

目次

1. ご契約前にご確認いただきたいこと	P2~4
1 商品の仕組み	>
2 保障内容	>
3 保険料の決定の仕組みと払込方法等	>
4 満期返戻金・契約者配当金	>
2. 契約時におけるご注意事項	P5
1 告知義務	>
2 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等について）	>
3 保険証券について	>
4 当社からのご連絡について	>
3. 契約後におけるご注意事項	P6
1 通知義務	>
2 解約・解除と返還保険料	>
3 契約内容の変更	>
4. その他ご留意いただきたいこと	P7~9
1 自動継続について	>
2 保険金等の請求について	>
3 保険金等をお支払いする時期について	>
4 保険料控除	>
5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い	>
6 保険期間中の保険料の増額または保険金等の削減	>
7 少額短期保険業者について	>
8 個人情報の取扱いについて	>
9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	>
10 支払時情報交換制度	>
11 指定紛争解決機関	>
12 保険契約者向けサービス	>

本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳しくは「総合保障保険普通保険約款・特約」でご確認ください。



あなたの大切な小さな家族を守るために

リトルファミリー
少額短期保険株式会社

1. ご契約前にご確認いただきたいこと

1 商品の仕組み

契約概要

この保険には医療給付金有無と保険金額に応じて以下の6種類のプランがあり、ニーズに合わせてお選びいただけます。

保障内容	医療給付金あり			医療給付金なし		
	保険金 10万円プラン	保険金 50万円プラン	保険金 100万円プラン	保険金 10万円プラン	保険金 50万円プラン	保険金 100万円プラン
死亡保険金	10万円	50万円	100万円	10万円	50万円	100万円
高度障害保険金	10万円	50万円	100万円	10万円	50万円	100万円
重度介護保険金	10万円	50万円	100万円	10万円	50万円	100万円
短期入院給付金	日額5,000円	日額5,000円	日額5,000円	—	—	—
入院手術給付金	1回25,000円	1回25,000円	1回25,000円	—	—	—
外来手術給付金	1回25,000円	1回25,000円	1回25,000円	—	—	—
先進医療給付金	技術料	技術料	技術料	—	—	—



- ・約款に定める軽度介護保険金、長期入院保険金は保障対象外となります。
- ・1日に複数回手術をした場合でも、お支払いする入院手術給付金・外来手術給付金はいずれか25,000円となります。

2 保障内容

契約概要

注意喚起情報

1 保険金等をお支払いする場合

具体的な金額については本商品のパンフレット等をご確認ください。

保障内容	支払事由	支払額
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当したとき	高度障害保険金額
重度介護保険金	被保険者が公的介護保険制度による要介護4以上に該当していると認定されたとき	重度介護保険金額
短期入院給付金	被保険者が所定の入院をしたとき	短期入院給付金日額 × 入院日数
入院手術給付金	被保険者が入院中に所定の手術を受けたとき	手術1回につき入院手術 給付金額
外来手術給付金	被保険者が入院中以外で、所定の手術を受けたとき	手術1回につき外来手術 給付金額
先進医療給付金	被保険者が所定の療養を受けたとき	先進医療の技術に係る 費用
リビング・ニーズ 特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき	死亡保険金額から所定 の保険料相当額を差し 引いた金額



- ・短期入院給付金の支払入院日数は、保険期間で通算して120日を限度とします。また、責任開始日（初年度契約の保険期間の初日）から通算して1,095日を限度とします。
- ・各種給付金の支払いは、これらの支払額を保険期間で通算して80万円を限度とします。
- ・先進医療給付金の支払いは、責任開始日から通算して2,000万円を限度とします。
- ・各種保険金が支払われた場合には、この保険契約は被保険者が支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。
- ・当社は、関連する法令等が改正された場合で支払事由に影響を及ぼすと認めたときには、将来に向かって支払事由を変更することがあります。

2 保険金等をお支払いできない主な場合

この保険では例えば次に掲げる事由に対しては、保険金等をお支払いしません。

保障内容	事由
死亡保険金	・責任開始日（初年度契約の保険期間の初日）から2年以内の自殺
高度障害保険金 重度介護保険金	・責任開始日前の原因によるもの
短期入院給付金	・責任開始日前の原因によるもので、かつ責任開始日から2年以内の発生であるもの ・治療を直接の目的としない入院（人間ドック、美容目的の入院など） ・精神および行動の障害に係る入院（認知症、統合失調症、うつ病など） ・妊娠、分娩および産じょくに係る入院 ・先天奇形、変形および染色体異常に係る入院
入院手術給付金 外来手術給付金	・責任開始日前の原因によるもので、かつ責任開始日から2年以内の発生であるもの ・傷の処置（創傷処理、デブリードマン） ・皮膚切開術 ・抜歯 ・骨または関節の非観血的な整復術 ・鼻腔粘膜焼灼術
先進医療給付金	・責任開始日前の原因によるもので、かつ責任開始日から2年以内の発生であるもの

3 被保険者の範囲

以下の条件をすべて満たす方とします。

- ・申込日において日本に居住していること
- ・責任開始日における満年齢が18歳以上80歳以下であること
- ・保険契約者本人であること

 この保険は満94歳まで継続することができます。

4 保険期間および保障の開始・終了時期

（ア）保険期間

当商品の保険期間は1年です。

（イ）保障開始の時期

保険契約者をご選択された責任開始日（申込日から30日後～60日後の範囲内）の午前0時より開始します。※当社の審査ならびにクレジットカードの決済が完了していることが条件となります。

（ウ）保障終了の時期（満期日）

保険期間の最終日の午後12時をもって保障は終了します。

5 引受条件

- (ア) 被保険者がすでにこの保険に加入している場合は、お申込みいただけません。
- (イ) 被保険者が現在入院中の場合、または入院・手術を勧められている場合はお申込みいただけません。
- (ウ) 被保険者の健康状態や職業等によっては、お引き受けできない場合があります。
- (エ) 保険契約者と被保険者との続柄は、本人のみとなります。
- (オ) 原則として、死亡保険金受取人は、ご請求に必要な書類（死亡診断書など）を準備できる方をご指定ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

1 保険料決定の仕組み

保険料は、プランおよび被保険者の年齢・性別などにより決定します。

実際の保険料は、マイページ・パンフレット等をご確認ください。

なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。

 商品改定等により保険料が変更になる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険料の払込方法・回数

保険料の払込方法は、クレジットカード払いのみとなります。

また、保険料の払込回数は、毎月払い込む「月払」と年1回払い込む「年払」からお選びいただけます。

※クレジットカードの有効期限が変更になる場合は、マイページから登録変更の手続きが必要になります。

3 保険料の払込期日・払込猶予期間の取扱い

払込期日は以下のとおりです。

保険料の 払込方法	払込期日	
	①第1回保険料	②第2回以降の保険料
月払	保険期間の初日	第1回保険料払込期日の翌月以降の各月単位の 応当日
年払		第1回保険料払込期日の翌年以降の各年単位の 応当日

保険料払込猶予期間は第1回保険料はありません。

第2回以降の保険料払込猶予期間は、払込期日の翌々月の月単位の応当日となります。

払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合には、払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約は解除となります。



保険料の払込みがなく払込猶予期間中に保険金等の支払事由が発生した場合には、発生日までの期間に対応する保険料の払込みが必要です。

また、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人からお申出があった場合には、支払保険金等から未払込みの保険料相当額を差引いて保険金等をお支払いすることもできます。

4 満期返戻金・契約者配当金

[契約概要](#)

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告げる義務（告知義務）があります。

告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや保険金等が支払われないことがありますので、ご注意ください。

主な告知事項

- ・被保険者の年齢（生年月日）および性別
- ・被保険者の過去の傷病歴
- ・被保険者の現在の健康状態
- ・被保険者の現在の職業

 告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、ご契約お申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

3 保険証券について

注意喚起情報

保険証券（保険契約の内容を記載した証書）はマイページに「保険の詳細情報（意向確認書）」として表示します。

4 当社からのご連絡について

注意喚起情報

当社から保険契約者へのご連絡は、ご契約時に登録いただくメールアドレスや携帯電話番号へのショートメッセージサービス（SMS）でお送りします。保険料未納などの重要なご案内をお送りする場合がありますので、受信設定については以下のURLをご参照いただき、必ずご確認ください。

Q&A「リトルファミリーからのメールが届きません」

<https://littlefamily.notion.site/13b1b95a611980f0bc29c641d326f349>

3. 契約後におけるご注意事項

1 通知義務

注意喚起情報

保険契約者名や連絡先等が変更になった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きをお願いいたします。

2 解約・解除と返還保険料

注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解約すること）される場合は、インターネット上のマイページにてお手続きが必要となります。

1 保険契約を解約する場合

月払の場合は、解約による保険料の返還はありません。年払で解約日以降の期間に対応する保険料がすでに払い込まれている場合には、その保険料のうち未経過期間に対応する保険料を返還します。未経過期間に対応する保険料の詳細につきましては約款をご確認ください。

2 重大事由による解除

保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が次のいずれかに該当する場合などについては、保険契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。

- （ア）当社に保険金等を支払わせることを目的として事故招致（未遂を含みます。）をしたこと。
- （イ）保険金等の請求について詐欺行為（未遂を含みます。）があったこと。
- （ウ）暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められたこと。
- （エ）上記のほか、（ア）～（ウ）と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3 契約内容の変更

注意喚起情報

保険契約を継続するときに限り、当社の取扱い範囲内でプランを変更することができます。

4.その他ご留意いただきたいこと

1 自動継続について

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

当商品は、すべてのご契約に自動継続が適用されます。

継続を希望されない場合は、当社より満期日の60日前までにお送りする「継続案内」に従ってお手続きをしてください。

⚠ 商品改定等により保険料、保障内容等が変更となる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険金等の請求について

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

当社へ保険金等を請求する際は、保険金等の請求に必要な書類を所定フォームからご提出ください。

⚠ 支払事由発生から3年経過した場合は、時効により保険金等の請求権が消滅しますのでご注意ください。

3 保険金等をお支払いする時期について

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

死亡保険金については請求完了日（約款に定める請求手続きを完了した日）の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、その他の保険金・給付金については請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金等をお支払いいたします。

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金等を支払うために必要な確認ができないときは、約款で定める日数を経過する日までにお支払いします。この場合、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または死亡保険金受取人に対して通知いたします。

4 保険料控除

[注意喚起情報](#)

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い

[注意喚起情報](#)

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。

また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の保障対象契約に該当しません。

⚠ 経営破綻時の必要資金への補てん等の観点から、営業保証金を法務局に供託しています。

6 保険期間中の保険料の増額または保険金等の削減

[注意喚起情報](#)

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額および給付金額の減額を行うことがあります。

また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況が生じた場合は、保険金等を削減して支払うことがあります。

7 少額短期保険業者について

注意喚起情報

当社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。

少額短期保険業者が引き受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。

- 同一の被保険者について、お引受けするすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
- 同一の保険契約者について、お引受けするすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

8 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

1 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- （ア）保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、査定業務等）
- （イ）当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社の商品・サービス・イベント・キャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- （ウ）市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- （エ）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （オ）お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。

- （ア）法令に基づく場合
- （イ）利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- （ウ）当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合

4 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。

この場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- （ア）保険契約の募集に関わる業務
- （イ）商品付帯サービスに関わる業務
- （ウ）保険契約の引受・履行に際しての調査・確認・照会に関わる業務
- （エ）保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- （オ）情報システムの運用・保守に関わる業務
- （カ）個人番号関係事務に関わる業務

9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

こちらからお問合せください。

https://share.hsforms.com/1kAHhs_-eRR6kTHuHSReBnQcdlzm



10 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

⚠ 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/general/index.html>) をご参照ください。

11 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談することができます。

一般社団法人
日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

TEL:0120-82-1144 / FAX: 03-3297-0755

【受付時間】 9:00～12:00、13:00～17:00

【受付日】 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

【URL】 <http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

12 保険契約者向けサービス

サービス名

預入先探しサポート

● サービス概要

- ・本サービスは保険契約者が以下に該当する飼育不可能な状態になられた際に、保険契約者ならびに死亡保険金受取人からのご依頼を受けた場合に限り、飼育されている犬または猫の「一時飼養並びに新たな飼育先（里親）探しを行う施設」を探すことをサポートするサービスです。
- ・サービスの適用条件は以下の通りです。
 - ・保険契約者の死亡時
 - ・保険契約者の高度障害時
 - ・保険契約者が行政から要介護4以上の認定を受けた時
 - ・その他、保険契約者の状況により終生飼養が難しいと当社が判断する状態となった時

● サービスに関する注意事項

- ・保険契約の有効期間内または契約終了から半年以内に限り、本サービスをご利用いただけます。
なお、保険契約者が途中解約を申込まれ保険契約が終了となった場合は、解約日以降に本サービスをご利用いただくことはできません。
- ・本サービスの適用には、所定の条件がございます。
- ・保険契約に基づく保障として提供されるサービスではありません。
- ・サービス内容は2025年2月時点のものであり、将来変更または中止となることがあります。
- ・預入先は選択する事はできません。
- ・預入はいかなる施設の場合でも有償かつ所有権譲渡となる事をご理解の上お申込みください。
- ・その他、本サービスに関する規約は、別途「サービス規約」をご覧ください。
- ・サービスに関するお問合せは「9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口」に記載の窓口よりお願いいたします。



みらいの約束

「みらいの約束」付帯サービス「預入先探しサポート」サービス規約

用語のご説明・定義

この「みらいの約束」付帯サービス「預入先探しサポート」サービス規約（以下、「本規約」といいます。）において使用される用語は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		ご説明
さ	サービス提供会社	当社をいいます。
	サービス利用対象者	対象契約の①ご契約者②被保険者③保険金請求権者をいいます。
た	対象契約	「みらいの約束」（総合保障保険）をいいます。
	対象施設	当社が提携する、対象ペットの里親探しまたは終生飼養を目的として、対象ペットを受け入れる個人または法人が運営する施設および団体をいいます。
	対象ペット	保険契約者が自宅で愛玩用に飼育するペット（犬、猫に限る）で「サービス利用対象者」が指定するものをいいます。
ひ	引取費用	本サービスにより当社の提携する施設・団体が、「対象ペット」を引き取るにあたり、「サービス利用対象者」から当該施設・団体へお支払いいただく費用をいいます。（「対象ペット」の健康状態等により個別に算出するものとします。また、保護活動支援のために「対象ペット」ごとに最低金額を10万円とします。）
ほ	本件受入契約	サービス利用対象者が、対象施設に対象ペットを預け入れるにあたり、対象ペットの所有権者と対象施設との間で締結する、対象ペットの預入れの条件等について定めた契約をいいます。

第1条〔本規約の目的等〕

- 本規約は、第2条〔サービス提供対象契約〕に定めるリトルファミリー少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます。）の被保険者に対して日本国内で提供する「みらいの約束」の付帯サービス「預入先探しサポート」（以下、「本件サービス」といいます。）の提供に関する事項を定めたものです。
- サービス利用対象者（第3条〔サービス利用対象者〕に定めるサービス利用対象者をいいます。）は、本規約を承認のうえ、本件サービスの提供を受けることができます。
- 本件サービスは、当社が本規約に従い提供します。

第2条〔サービス提供対象契約〕

当社は「みらいの約束」（総合保障保険）を本件サービスの対象契約とします。ただし、包括契約および共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条〔サービス利用対象者〕

サービス利用対象者は、対象契約の①ご契約者②被保険者③保険金請求権者としてします。

第4条〔サービスの内容〕

サービス利用対象者は、本件サービスの内容として、サービス提供会社が実施する以下のサービスを受けることができます。

被保険者が死亡／高度障害／要介護4以上／被保険者の傷病等 紹介が必要と当社が判断する状態となった場合に、当社が提携する、対象ペットの里親探し、または終生飼養を目的とする施設・団体（対象施設）を紹介するサービス

第5条〔サービス利用対象者の承諾事項〕

サービス利用対象者は、サービス提供会社に本件サービスの提供を依頼する場合、以下の各事項に承諾するものとします。

- (1) 本件サービスは、当社と提携する対象施設を紹介するサービスであり、対象ペットの引取りを保証するものではありません。
- (2) 本件サービスにより紹介を受けた対象施設に対象ペットを引き取ってもらうためには、対象ペットの所有者において、対象施設との間で、対象施設の受入れに関する契約（以下「本件受入契約」といいます。）を別途締結する必要があります。当社は、当該契約の具体的内容には関与せず、当該契約はサービス利用対象者の判断と責任において締結していただく必要があります。
- (3) 本件サービスにより紹介を受けた対象施設に対象ペットを引き取ってもらうには、原則として、サービス利用対象者は、対象施設に対して別途対象施設が定める引き取り費用をお支払いいただく必要があります。
- (4) 引取費用は、サービス利用対象者から提供される、対象ペットの種類、年齢、体重、健康状態、病歴、性格、かかりつけ医その他の対象ペットの飼育に関わるヒアリング項目への回答内容に基づき、当社の提携する対象施設ごとに独自の基準により算出されます。サービス提供会社および本件サービスは、対象施設に係る引取費用の金額の決定に関与するものではありません。
- (5) 対象施設は、対象ペットに係る前号の回答内容の各事項を踏まえ、サービス提供会社の裁量により決定されるものとし、サービス利用対象者は対象施設を自ら選択することはできないものとします。
- (6) 対象施設は、本件受入契約に定められた引取費用が対象施設へ支払われた場合に限り、対象ペットをお引き取り致します。本件受入契約に定められた支払期限までに引取費用の支払が行われない場合、対象施設は、本件受入契約を解除することができ、この場合、本件サービスに基づき対象ペットを対象施設に引き取ってもらうことはできません。
- (7) 対象ペット預入に伴う対象施設への移送は、サービス利用対象者の責任において行うものとします。その際に発生した費用もサービス利用者が負担するものとします。ただし、予め当社が認めた場合に限り、対象施設はサービス利用対象者の求めにより対象ペットの移送を行うものとします。
- (8) 本件受入契約に基づき対象施設が引き取った対象ペットの所有権は当該対象施設へ移転します。この場合、サービス利用対象者が対象ペットを再度引き取ることができるかどうかは、サービス利用対象者が対象施設と締結する本件受入契約の定めによります。なお、対象ペットを事後的に再度引き取ることができる場合であっても、一度本件受入契約に基づき対象施設に支払った費用の返還は行われません。
- (9) 当社が予定する本件サービスの提供内容は2025年2月時点の内容であり、本件サービスの内容は、対象契約の契約者に個別の予告なく変更になる場合があります。
- (10) 前項に基づく本件サービスの内容の変更をする場合、当社は、当社のウェブサイトにおいて、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知するものとします。

第6条〔サービス提供を行わない場合〕

- (1) サービス提供会社は、サービス利用対象者が次の1.～9.のいずれかの事由に該当すると当社が判断する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、本件サービスの提供を行いません。
 1. 公序良俗に反する行為
 2. 法令に違反する行為
 3. 第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
 4. 当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
 5. 第三者になりすましてサービスを利用する行為
 6. 営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
 7. サービス利用対象者が意図的に虚偽または不正確な情報を提供していると判断した場合
 8. サービス利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
 9. 保険金請求にかかわる事故等の相談においてサービス提供会社が不適切と判断した場合
- (2) 当社は、電話回線の事故や通信障害その他止むを得ない事由が生じた場合、本件サービスの提供を一時的に中断することがあります。

第7条〔サービス提供時の責任〕

- (1) 本件サービスは、サービス利用対象者自らの責任において利用するものとします。
- (2) サービス利用対象者自身が、第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条〔サービスの提供期間〕

本件サービスの提供期間は、対象契約の保険期間とします。

なお、対象契約が保険期間の途中で解約または解除された場合もしくは無効、取り消しまたは失効となった場合には、当社は、解約または解除日もしくは無効、取り消しまたは失効日以降、本件サービスの提供を行いません。

第9条〔サービスの利用条件〕

- (1) 本件サービスの提供を受けることができる対象ペットは、サービス利用対象者が指定するペット（犬または猫）に限ります。
- (2) サービス提供会社は、サービス利用対象者の相談内容を正確に把握し、対象ペットの情報を蓄積することにより質の高いサービスを提供することを目的に、通話記録を保存することがあります。

第10条〔サービスの変更・中止・終了〕

- (1) 本件サービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2) 当社は、次の1.～3.のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなく本件サービスを変更・中止・終了することがあります。
 1. 天災等により、本件サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 2. 当社の営業上、技術上の事情により、本件サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 3. 不測の事態により、当社または提携サービス会社が本件サービスの提供が困難と判断した場合
- (3) サービス利用対象者の対象契約が解約・解除・失効・終了したときは、本規約に基づく本件サービスの提供も終了するものとし、当社は当該解約等が成された時点以降は本件サービスの提供を行いません。

第11条〔個人情報の取扱い等〕

- (1) サービス利用対象者は、保険契約者マイページの記載事項および本件サービスの提供のために必要とされる情報が、サービス提供会社、対象施設その他本件サービスに関する当社の提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2) サービス提供会社は、聞き間違い等によりサービス利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

第12条〔遵守事項〕

サービス利用対象者は、本規約に基づく権利を第三者へ譲渡または貸与できないものとします。

第13条〔当社の責任〕

当社は、サービス提供会社が提供する第4条に掲げる本件サービスに関連して発生したサービス利用対象者または第三者の損害について、一切の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第14条〔訴訟の提起〕

この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条〔準拠法〕

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則 この規約は2025年2月25日現在のものです